

特定保健指導の利用について

特定健診受診の結果でメタボリックシンドロームに該当となり、特定保健指導対象となった方は生活習慣の改善が必要となります。組合から特定保健指導利用券がご自宅に届きます。また委託業者より利用勧奨のお電話を差し上げることがあります。

無料で受けられますので、ぜひご利用していただきご自身の生活習慣病を改善していきましょう。

特定保健指導を**病院**で受ける場合

病院でのご利用について

①利用券が届く

②申し込む

③初回面接

④評価(6ヶ月後)

生活習慣の見直し
改善目標の設定

健康状態の確認
生活習慣の確認

実施施設について

特定保健指導を受けられる施設は、**茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野・東京・千葉・神奈川にある実施施設**

*組合と特定保健指導に関する契約をしている施設に限り利用できます。

*施設は「特定保健指導利用券」に同封の実施機関一覧表をご参照ください。一覧表は組合ホームページに記載がある他、お電話でもお問い合わせください。

*施設によっては新型コロナウイルスの影響により利用できない場合もありますので、利用の際には施設にご確認のうえお申し込みください。

持参するもの

- ①特定保健指導利用券 ②被保険者証 ③結果表(特定健診を受けたときに送付されたもの)
④その他、施設が必要としているもの

利用できる期間

組合から「特定保健指導利用券」が送付されてから、**令和3年3月31日まで**

*上記期間は、「**初回面接**」を受けられる期間となります。

2回目以降または6ヶ月後の評価等は4月1日以降でも受けられます。

*年度途中で組合の資格を喪失した場合は、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

特定保健指導を**訪問**で受ける場合

訪問による利用について

病院等での利用の他、組合から委託を受けた事業者が直接訪問する方法も実施しております。

昨年は141名に利用いただきました。**対象者抽出は当年度の健康診断の実施日、予算等を考慮して組合にて抽出します。**

①対象者抽出

②通知が届く

③専門員よりお電話

④日程調整のうえ面接

*面接は、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、ICTの活用など、密閉・密集・密接しないよう注意しております。

◎委託先より連絡がされない方についても、希望により利用できます。

*個人情報につきましては、委託先との契約により厳重に秘匿されております。

特定保健指導業務委託機関
㈱保健支援センター

本社：熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38
電話番号：0120-62-3833

昨年度は特定保健指導対象者920名の中より、電話連絡で339名の方に訪問による特定保健指導のご案内を実施し、内141名の方と面接を行っております。

*特定保健指導も特定健診と同様、国から目標率(国保組合全体の目標率は30%、当組合は平成30年度実績で18.2%)が求められているだけでなく、生活習慣病の予防効果が期待されます。

*特定保健指導の費用は、組合が負担いたします。個人への請求はありません。

お問い合わせ： 関東信越税理士国民健康保険組合(TEL:048-631-2211)

